京都市指定給水装置工事事業者リスト（下京区）

※リストの下に記載の注意点をご覧ください。

令和5年4月1日現在

指定番号	指定工事事業者名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号	営業日（上段） 営業時間（下段）	休業日	業務内容								A	B
							新設・改造工事		修繕							
							配水管～水道メーター	水道メーター～宅内給水装置	蛇口（混合水栓等）	トイレ	屋内配管	給水管（埋設部）	受水槽	ポンプ	※1	※2
1072	株式会社オガワ	下京区吉水町336	090-3977-9103		月～土 午前９時～午後７時	日、祝日、年末年始	×	×	○	○	○	○	×	○		
49	協和綜合設備株式会社	下京区西七条南月読町61	075-312-2820	075-312-8833	月～金 午前９時～午後６時	土日、祝日	×	○	○	○	○	○	○	○		
1003	株式会社ＣＲＥＡＴＥ	下京区西七条市部町37-6	075-468-9603	075-950-0202	月～土 午前９時～午後５時	日、祝日、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○		
77	須賀工業株式会社	下京区四条通柳馬場西入立売中之町99四条SETビル4F	075-221-9001	075-221-9021	月～金 午前８時３０分～午後５時３０分	土日、祝日、年末年始										
768	タカテックス	下京区小坂町4-11														
573	津田管工業所	下京区河原町通松原上る清水町277シンフォニー四条河原町806	075-748-1380	075-748-1380	月～土 午前８時～午後６時	日祝日、年末年始（１２／２９～１／３）、盆休み（８／１４～１６）	×	○	○	○	○	○	○	○		
136	株式会社福田商会	下京区六条通高倉東入骨屋町54-5	075-341-9295	075-351-7671	月～土 午前８時～午後５時	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
139	富士工業所	下京区猪熊通七条下る下魚棚四丁目367														
146	古谷工業所	下京区万寿寺通富小路東入堅田町595	075-351-2760	075-361-9087	月～土 午前９時～午後５時	日、祝日、盆休、年末年始	×	○	○	○	○	○	○	○		
158	株式会社宮崎水道工業所	下京区七本松通花屋町上る朱雀分木町3													○	
746	株式会社メイワ	下京区四条通烏丸東入長刀鉾町32														
240	森本工業株式会社	下京区西七条西久保町22	075-313-6804	075-314-6719	月～金 午前８時３０分～午後５時	土日、祝日、盆休、年末年始	×	○	○	○	○	○	○	○		
208	森本配管株式会社	下京区中堂寺壬生川町8-6	075-341-6251	075-341-3514	月～金、第１・最終土 午前８時２０分～午後５時	第２・３土、日、祝日、夏期、年末年始	○	○	×	×	×	×	×	×	○	
645	株式会社柳屋	下京区花屋町通櫛笥西入薬園町170-2														
170	株式会社山本管工業	下京区新町通松原上る御影町462-2	075-351-1092	075-351-1704	月～金、土（隔週） 午前８時３０分～午後５時３０分	土（隔週）、日、祝日、GW、夏期休、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので，担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

○「京都市指定給水装置工事事業者」とは，京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業者です。
リストの営業日等や業務内容は最新の情報ではない場合がありますので，詳細は各事業者にご確認ください。※電話番号・FAX番号・営業日等・業務内容について，掲載を希望しない事業者及び情報提供のない事業者については空欄としています。

○工事を依頼する場合は，**お客さまと指定工事業者との契約になります**。トラブルを防ぐため，次のことに十分ご留意ください。
(1)　希望する内容の工事を行うことができる業者であることを確認してください。
(2)　上水と下水では指定制度が異なり，京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業者とは限りません。水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については，指定下水道工事業者でなければ施行できません。
(3)　必ず複数の指定工事業者から見積書を取り，内容について十分な説明を受け検討してください。**※　見積もりが有料となる場合もありますので，事前にご確認ください。**

※1　A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について
A欄に○印のある業者は，局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業者のうち，その旨，ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者です。
この業者との契約についても，お客さまと業者との間で行っていただくものですので，上下水道局が関与するものではありません。

※2　B：漏水修繕事業者について
B欄に○印のある業者は，「漏水修繕事業者」として登録している事業者です。局が水道メーター下流側の**緊急の漏水修繕**に関して問い合わせを受けた際に，紹介を希望する指定工事業者です。
この業者であっても不在の場合や，緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。
また、表の右端のB欄に○印が無い業者でも、業務内容の箇所に○印がある項目については、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。
この業者との契約についても，お客さまと業者との間で行っていただくものですので，上下水道局が関与するものではありません。
また，緊急の工事であっても，後のトラブルを避けるため，次のことに十分ご留意ください。
・工事着手前に施工方法，所要時間，概算額について十分な説明を受けてください。
・工事施工中は立会い，不明な点はその場で確認してください。
・追加工事が必要と言われた場合は，その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
・請求額に納得ができない場合は，請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。